光パーフェクＴＶ！サービス契約約款（広島版）

目　次

第１章　総則.....3
第１条（約款の適用）.....3
第２条（約款の変更）.....3
第３条（用語の定義）.....3
第２章　契約.....6
第１節　光パーフェクTV！サービス.....6
第４条（契約の単位）.....6
第５条（契約の成立）.....7
第６条（オプションチャンネルおよび／またはオプションセットの変更、追加および取消等）.....8
第７条（オプションチャンネルおよび／またはオプションセットの情報提供）.....9
第８条（PPV、PPD および PPS の視聴）.....9
第９条（視聴可能最低年齢を定めて提供されるオプションメニュー）.....9
第２節　その他.....9
第１０条（申込内容の変更）.....9
第１１条（最低利用期間）.....10
第１２条（契約の有効期間）.....10
第１３条（加入者が行う契約の解除等）.....10
第１４条（当社が行う契約の解除等）.....11
第１５条（権利の譲渡）.....12
第１６条（契約上の地位の承継）.....12
第３章　設備等.....12
第１７条（設備の設置、維持および撤去に関する費用負担）.....12
第１８条（設置場所の無償使用）.....13
第１９条（便宜の供与）.....13
第２０条（故障およびメインテナンス等）.....13
第２１条（デジタルチューナーの管理等）.....14
第４章　料金等.....14
第２２条（料金等）.....14
第２３条（延滞利息）.....15
第５章　禁止事項等.....15
第２４条（禁止事項）.....15
第２５条（免責事項）.....16

第６章　加入者個人情報の取扱い.....**16**
第２６条（加入者個人情報の取扱い）.....16
第２７条（加入者個人情報の利用目的等）.....16
第２８条（加入者個人データの第三者提供）.....18
第２９条（加入者個人情報の共同利用）.....19
第３０条（加入者個人データの取扱の委託）.....19
第３１条（安全管理措置）.....20
第３２条（本人による開示の求め）.....20
第３３条（本人による利用停止等の求め）.....21
第３４条（本人確認と代理人による求め）.....21
第３５条（本人の求めに係る手数料）.....21
第３６条（苦情処理）.....22
第３７条（本人が行う求めおよび苦情等の受付窓口）.....22
第３８条（保存期間）.....22
第３９条（加入者個人情報の漏えい等があった場合の措置）.....22
第７章　雑則.....**22**
第４０条（有料放送管理事業者の業務等）.....22
第４１条（準拠法・管轄）.....23
第４２条（協議事項）.....23
第８章　オプティキャスト施設利用サービス利用者に関する特約条項.....**23**
第４３条（特約の適用範囲）.....23
第４４条（地上波放送等の提供）.....23
第４５条（申込の取り扱い）.....23
第４６条（最低利用期間）.....23
第４７条（料金等）.....24

第１章　総則

第１条（約款の適用）

スカパーＪＳＡＴ株式会社（以下「当社」といいます。）は、この光パーフェクＴＶ！サービス契約約款（以下「本約款」といいます。）により、光パーフェクＴＶ！サービスを提供します。

第２条（約款の変更）

１　当社は、加入者の一般の利益に適合する場合、又は光パーフェク TV！サービスの提供環境の変化、法令の変更その他相当の事由があるなど、本約款の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して合理的であると判断した場合には、所管管轄大臣への届出のうえ本約款を変更することがあります。この場合、光パーフェク TV！サービス契約者は、変更後の約款の適用を受けるものとします。

２　当社は、本約款を変更する場合には、変更後の当該約款の内容及びその効力発生時期を加入者に周知するものとします。

第３条（用語の定義）

本約款において使用する用語は、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。

用　　語	用　語　の　意　味
１.光パーフェクＴＶ！サービス	放送法に基づいて提供される、当社の放送サービス
２.地上波放送等	光パーフェクＴＶ！サービスのうち、業務区域内において当社が提供する地上波放送・BS 放送・FM 放送等の同時再放送による放送サービス（業務区域および放送サービス内容は別表第１号および第２号にて規定されるものとします。）で、光パーフェク TV！サービス契約を締結することにより利用可能となるサービス
３.光パーフェクＴＶ！ベーシックパック	光パーフェクＴＶ！サービスのうち、東経 124 度および 128 度に位置する通信衛星を用いたデジタル放送の同時再放送により提供される当社の放送番組サービスで、別表第３号および第４号に規定される各種料金の支払いにより視聴可能となるチャンネルサービス
４.オプションメニュー	光パーフェクＴＶ！サービスのうち、東経 124 度および 128 度に位置する通信衛星を用いたデジタル放送の同時再放送

	により提供される当社の放送番組サービスで、光パーフェクＴＶ！ベーシックパックに加えて申込むことができるオプションチャンネル、オプションセット、PPV、PPD および PPS によって構成されるサービス
５.光パーフェクＴＶ！サービス契約	光パーフェクＴＶ！サービスの提供を受けることを目的として締結される契約
６.加入者	当社と光パーフェクＴＶ！サービス契約を締結した者
７.加入申込者	当社に光パーフェクＴＶ！サービス契約の申込みをする者
８.加入者個人情報	生存する加入者（本約款においては、加入申込者および解除等により光パーフェクＴＶ！サービス契約が終了した加入者を含みます。）個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するもの ① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいいます。）で作られる記録をいいます。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除きます。）をいいます。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。） ② 個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。その後の改正を含み、以下「個人情報保護法」といいます。）第２条第２項に定めるもの。以下同じ。）が含まれるもの）
９.要配慮加入者個人情報	本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号。その後の改正を含み、以下「個人情報保護法施行令」といいます。）第２条で定める記述等が含まれる加入者個人情報
10.加入者個人データ	個人情報データベース等（個人情報保護法第 16 条第１項に定めるもの）を構成する加入者個人情報
11.保有加入者個人データ	当社が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、

	消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する加入者個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護法施行令第５条で定めるもの以外のもの
12.匿名加工加入者情報	次に掲げる個人情報の区分に応じて次のとおり定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの ①　第８号①に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含みます。） ②　第８号②に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含みます。）
13. 仮名加工加入者情報	第８号に定める加入者個人情報につき、個人情報保護委員会規則に定める基準に従った措置を講じて、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報
14.オプションチャンネル	オプションメニューの一つで、課金の単位が一ヶ月となっている別表第３号④１）に規定するチャンネルサービス
15.オプションセット	オプションメニューの一つで、課金の単位が一ヶ月となっている別表第３号④２）に規定するチャンネルのセットのサービス
16.PPV	オプションメニューの一つで、課金単位が一の放送番組となっている番組サービス
17.PPD	オプションメニューの一つで、課金単位が一日となっているチャンネルサービス
18.PPS	オプションメニューの一つで、課金単位が当社の指定する複数の放送番組となっている番組サービス
19.光パーフェクＴＶ！デジタルチューナー（以下「デジタルチューナー」といいます。）	当社の指定する技術的な基準に適合するデジタル放送用受信機で、ＣＳサービスを視聴するために必要な装置（スカパー！IC カードを除きます。）
20.スカパー！IC カード	デジタルチューナーに挿入されることにより、デジタルチューナーを制御する、IC を組み込んだ当社が貸与するカー

	ド
21.電気通信事業者	電気通信事業法に基づいて、当社に対して電気通信役務を提供する者
22.ONU （Optical Network Unit）	電気通信事業者が住宅内に設置する、光終端装置
23.ヘッドエンド局	当社の放送番組を再放送するための設備
24.当社設備	加入申込者／または加入者に光パーフェク TV！サービスを提供するために必要な通信事業者の局舎から、加入申込者／または加入者の敷地内の ONU までの設備
25.加入者設備	ONU の出力端子からテレビ受像機等に至るまでの STB 等を除く設備
26.オプティキャスト施設利用サービス	業務区域内において当社が提供する地上波放送・BS 放送・FM 放送等の同時再放送による放送サービス（業務区域は別表第１号にて、放送サービス内容は個別の契約書にて規定されるものとします。）で、当社と契約を締結することにより利用可能となるサービス
27.オプティキャスト施設利用サービス建物一括加入契約	オプティキャスト施設利用サービスの提供を受けることを目的として当社と締結される契約
28.他の放送事業者	デジタル放送に係る有料放送役務を提供する当社以外の事業者であって、当社を代理人とする者
29.別契約	当社または当社を代理人とする他の事業者（他の放送事業者を含みます、以下同じ）が提供する、デジタル放送に係る有料放送役務その他の放送・通信に係る契約、放送受信機器等に係る契約またはこれらに関連・付随する契約（合理的に関連性があると認められるものに限る）

第２章　契約

第１節　光パーフェク TV！サービス

第４条（契約の単位）

1　光パーフェク TV！サービス契約の単位は、スカパー！IC カード単位とします。

2　光パーフェク TV！サービス契約は、当社の提供する光パーフェク TV！サービスを、加入申込者または、加入申込者と同一の世帯の者が視聴することを目的（以下「世帯視聴目的」といいます。）として締結されます。ただし、業務等で不特定もしくは多数の者が視聴できるように使用し、または同時送信もしくは再分配で使用することを目的とする場合等の世帯視

聴目的以外の場合においては、前項の規定にかかわらず、その条件、利用料等について別途当社との間で取決めるものとします。

３　前項に規定する世帯とは、住居もしくは生計を共にする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者とします。

第５条（契約の成立）

１　加入申込者は、光パーフェクＴＶ！サービスの申込みにあたり、当社が別に定める方法により、当社または当社が指定する者に申込みを行うものとします。

２　光パーフェク TV！サービス契約は、加入申込者が前項に規定する申込みを行い、当社がその内容を確認後、承諾することによって成立します。なお、当社および当社が指定する者は、光パーフェク TV！サービスの加入申込者が当該加入申込みにあたって当社または当社が指定する者に対して提供した事項に従って光パーフェク TV！サービスを提供することによって免責されるものとし、これと異なる事項については何らの責任を負わないものとします。

３　当社または当社が指定する者は、当該申込みを承諾した旨およびその日付を、当社の定める方法により、通知します。また、当社又は当社が指定する者 は、法第１５０条の２に定める書面の交付対象となる加入申込者に対しては、同条に従い当該書面を作成し交付します。なお、当社が別に定める場合には、それによるものとします。

４　当社は、次の各号に掲げる場合においては、申込みを承諾しないことがあります。

（1）　回線などの当社設備を設置し、または保守することが技術的に困難な場合

（2）　加入申込者が光パーフェク TV！サービス契約に基づく債務の履行を怠るおそれがあると認められる相当の理由がある場合

（3）　加入申込者が光パーフェク TV！サービスに関し、著作権その他の知的財産権、その他当社の権利を侵害し、または利益を損なうおそれがあると認められる相当の理由がある場合

（4）　その他加入申込者が本約款に違反するおそれがあると認められる相当の理由がある場合

（5）　加入申込者が光パーフェク TV！サービスを法および他の法令に反する目的で利用し、または利用するおそれがあると認められる場合

（6）　加入申込者が未成年であり、光パーフェク TV！サービス契約の申込みにつき、親権者の承諾を得ていない場合

（7）　株式会社エネコムの提供するメガエッグを、本契約以前に契約または本約款申込と同時に申込を行っていない場合

（8）　加入申込者が、第１３条に規定する「書面による契約解除」を法第１５０条の３の制度趣旨を逸脱し、意図的に繰り返していると認められる場合

第６条（オプションチャンネルおよび／またはオプションセットの変更、追加および取消等）

１　加入者は、オプションチャンネルおよび／またはオプションセットの追加、変更、および取消等を行うにあたっては、当社が別に定める方法により、当社または当社が指定する者に申込みを行わなければなりません。なお、加入者は、視聴可能最低年齢を定めて提供されるオプションチャンネルおよび／またはオプションセットの追加および変更にあたっては、加入者または加入申込者が当該視聴可能最低年齢以上であることを証明する書類を当該申込みの際に、当社または当社が指定する者に対して提出しなければなりません。

２　オプションチャンネルおよび／またはオプションセットの追加、変更および取消は、加入者または加入申込者が前項に従って追加、変更または取消を申請し、当社がその内容を確認後、承諾することによって成立します。

３　当社または当社が指定する者は、当該追加、変更または取消を承諾した旨およびその日付を、当社の定める方法により通知します。なお、当社が別に定める場合には、それによるものとします。

４　当社は、次の各号に掲げる場合においては、チャンネルの追加、変更または取消を承諾しないことがあります。

（１）　加入者がオプションチャンネルおよび／またはオプションセットの追加、変更または取消に基づく債務の履行を怠るおそれがあると認められる相当の理由がある場合

（２）　加入者が光パーフェクＴＶ！サービスに関し、当社または第三者の著作権その他の知的財産権、その他当社の権利を侵害し、または利益を損なうおそれがあると認められる相当の理由がある場合

（３）　その他加入者が本約款に違反するおそれがあると認められる相当の理由がある場合

（４）　加入者が光パーフェクＴＶ！サービスを法および他の法令に反する目的で利用し、または利用するおそれがあると認められる場合

（５）　視聴可能最低年齢を定めて提供されるオプションチャンネルおよび／またはオプションセットの追加および変更にあたって、加入申込者が当該視聴可能最低年齢以上であることを証明する書類を提出しない場合、または、加入申込者が当該視聴可能最低年齢に満たない場合

５　加入者は、オプションチャンネルおよび／またはオプションセットの取消をしようとする場合においては、その月末をもって取消を希望する月の初日の前日までに、当社または当社が指定する者に通知しなければなりません。この場合において、当該通知に係るオプションチャンネルおよび／またはオプションセットは、当該月末をもって取消されるものとします。

６　前項に基づき加入者がオプションチャンネルおよび／またはオプションセットの取消を行った場合においては、当社は、別表第８号の規定に基づき料金等を払戻すものとします。ただし、加入者が当社の指定する他のオプションチャンネルおよび／またはオプションセットに関する契約を締結している場合には、払戻される料金等は、それらの契約に係る料金等の支払いに充当されるものとします。

第７条（オプションチャンネルおよび／またはオプションセットの情報提供）

当社は、オプションチャンネルおよび／またはオプションセットの内容および放送時間を、原則として当社の指定する番組検索サービス（以下「EPG」といいます。）により提供するものとします。ただし、当社は、EPG によりお知らせした内容を適宜、当社の判断により変更する場合があります。

第８条（PPV、PPD および PPS の視聴）

1　加入者は、PPV、PPD または PPS の提供を受けようとする場合には、デジタルチューナーを電気通信回線に接続した上、課金単位ごとに別表第５号に規定する方法により個別の申込みを行わなければなりません。

2　前項の申込みを行った場合においては、加入者は、その申込みの撤回を行うことは出来ません。

3　課金単位ごとの料金は、本約款規定の料金に従って EPG によりお知らせします。

第９条（視聴可能最低年齢を定めて提供されるオプションメニュー）

1　加入者は、視聴可能最低年齢を定めて提供されるオプションメニューを視聴する場合においては、別表第６号に規定する方法により、加入者は、最低年齢（その世帯内において、当該サービスを視聴することとなる最も若年の者の年齢）および暗証番号またはパスワード（以下、合わせて「暗証番号等」といいます。）を事前に登録し、視聴するごとに事前に登録した暗証番号を入力しなければなりません。

2　加入者は、暗証番号等を視聴可能最低年齢に満たない者に知られないよう、厳格に管理しなければなりません。なお、視聴可能最低年齢に満たない者が前項に規定するオプションメニューを視聴したことに起因する加入者の不利益について、当社は、一切責任を負わないものとします。

3　加入者は、暗証番号等を忘れた場合においては、暗証番号等設定を初期状態に戻すために、当社または当社が指定する者に通知しなければなりません。

第２節　その他

第１０条（申込内容の変更）

光パーフェクＴＶ！サービス契約の申込みの際、氏名、住所、電話番号等当社または当社が指定する者に対して告げた事項に変更が生じた場合においては、加入者は、直ちに当社の指定する方法により、当社または当社が指定する者に対して変更の通知をしなければなりません。

第１１条（最低利用期間）

１　本契約成立日から１年間を最低利用期間とします。

２　前項の規定にかかわらず、別表第３号⑧に規定する最低利用期間違約金を支払うことにより、光パーフェクＴＶ！サービス契約を解除することができます。

第１２条（契約の有効期間）

１　光パーフェクＴＶ！サービス契約の有効期間は、契約成立日（加入申込者が加入申込みを行い、当社がその内容を確認後、承諾した日を指します。）から契約成立の日の属する月の翌月の初日より２年を経過した日までとし、有効期間の満了する月の初日の前日（同日を含まない）までに加入者から更新拒絶の意思表示がない場合においては、光パーフェクＴＶ！サービス契約は、さらに１年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

２　前項に基づき加入者が光パーフェクＴＶ！サービス契約の更新拒絶を行った場合においては、当社は、別表第８号の規定に基づき料金等を払戻します。

第１３条（加入者が行う契約の解除等）

１　加入者は、当社又は当社の指定する者が法第１５０条の２に基づき送付した書面（以下「契約書面」といいます。）を受領した日から起算して８日を経過するまでの間、書面により光パーフェクＴＶ！サービス契約の解除（以下「書面による契約解除」といいます。）を行うことができます。

２　「書面による契約解除」は、加入者が解除を行う旨の書面を発したときに、その効力を生じます。

３　「書面による契約解除」を行った場合、加入者は損害賠償若しくは違約金その他金銭等を請求されることはありません。ただし、当社は、加入者に対して、別表第３号に規定する手数料（カスタマーセンター手続きに要する費用）を請求します。

４　当社又は当社の指定する者が「書面による契約解除」に関する事項につき不実のことを告げたことにより加入者が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、第１項の期間を経過するまでの間に「書面による契約解除」が行われなかった場合、あらためて「書面による契約解除」に関する事項を含む契約書面を送付します。この場合、加入者は、当該契約書面を受領した日から起算して８日を経過するまでの間、書面により「書面による契約解除」を行うことができます。

５　加入者は、「書面による契約解除」を希望する場合は、契約書面に記載の手続に基づき、当社又は当社の指定する者に対して、書面を送付する必要があります。

６　前項までの規定に関わらず、加入者は、放送法施行規則第１７５条の３第１項に定める場合においては、「書面による契約解除」を行うことができません。

７　加入者が、光パーフェクＴＶ！サービス契約を解除しようとする場合（第１項又は第４項に規定する場合を除きます。）においては、その月末をもって解除を希望する月の初日の前日

（同日を含まない）までに、当社または当社が指定する者に通知しなければなりません。この場合において、当該通知に係る光パーフェクＴＶ！サービス契約は、当該月末をもって解除されるものとします。ただし、当該解除が第１１条に規定する最低利用期間満了日までになされた場合は、当社は加入者に対して、別表第３号⑧に規定する最低利用期間違約金を請求します。

８　前項に基づき加入者が光パーフェクＴＶ！サービス契約の解除を行った場合において払戻すべき料金等が存在する場合においては、当社は、別表第８号の規定に基づき料金等を払戻します。

９　第７項に基づき加入者が光パーフェク TV！サービス契約を解除し、１年以内に再度当社と契約を締結する場合においては、加入料の支払は不要です。

１０　光パーフェク TV！サービス契約を再度締結する時期が、第７項に基づく契約の解除後１年を越える場合においては、当社は、当該契約を新たな光パーフェク TV！サービス契約として扱います。

第１４条（当社が行う契約の解除等）

１　当社は、加入者が料金等の支払いを怠った場合、その他本約款に違反した場合においては、相当の期間を定めて催告の上、加入者に対する光パーフェクＴＶ！サービスを停止し、さらに光パーフェクＴＶ！サービス契約を解除できるものとします。

２　次の各号の事由により光パーフェクＴＶ！サービスの提供が不可能な事態が生じた場合においては、光パーフェクＴＶ！サービス契約は終了するものとします。

（１）　当社の一般放送事業者としての登録が取消された場合

（２）　電気通信事業者の登録が取消され、または登録が拒否された場合

（３）　当社設備に回復不能の損害が生じた場合

（４）　当社と電気通信事業者との間の回線利用契約が履行されない場合

（５）　その他当社が光パーフェクＴＶ！サービスを提供することが客観的に不可能な事態が生じた場合

（６）　株式会社エネコムの提供するメガエッグの契約が終了した場合

３　当社は、天災、事変等により、加入者が光パーフェクＴＶ！サービスを受けることが著しく困難であると認められる事態が生じた場合であって、かつ、当社が加入者の光パーフェクＴＶ！サービス契約の継続に係る意思を確認することが困難であるときは、加入者に対する光パーフェクＴＶ！サービスを停止することがあります。また、係る光パーフェクＴＶ！サービスの停止後、当社が定める期間を経過した場合であって、かつ当社が加入者の光パーフェクＴＶ！サービス契約に係る意思を確認することが困難であるときは、当該期間経過をもって、光パーフェクＴＶ！サービス契約は終了するものとします。

４　当社は、次に掲げる場合には、加入者に対する光パーフェクＴＶ！サービスの提供を停止して光パーフェクＴＶ！サービス契約を解除できるものとします。

（1）　加入者が、当社の提供する光パーフェクＴＶ！サービスを、業務等で不特定もしくは多数の者が視聴できるように使用し、または同時送信もしくは再分配で使用することを目的とする場合等の世帯視聴目的以外で使用する場合（当社と別の取り決めをしている場合を除きます。）

（2）　加入者が第２４条第１項に規定した禁止事項を行った場合または行うおそれがあると認められる場合

５　第１項に基づき契約を解除された者が再加入を希望する場合においては、解除された原因を除去することが必要です。当社が、再加入を認めるときは、新たな光パーフェクＴＶ！サービス契約を締結するものとします。

６　第１項に基づき契約が解除された場合または第２項もしくは第３項に基づき契約が終了した場合においては、当社は、別表第８号に基づき各種料金を払戻すものとします。また、第４項に基づき契約が解除された場合においては、当社は、解除の月の各種料金を請求し、既に支払われた各種料金がある場合にはこれを払戻しません。

第１５条（権利の譲渡）

加入者は、光パーフェクＴＶ！サービス契約上の権利、義務その他契約上の地位の全部または一部について譲渡、質入れ、賃貸、担保提供その他の処分等をすることはできません。

第１６条（契約上の地位の承継）

１　相続により、加入者の光パーフェクＴＶ！サービス契約上の地位は承継されるものとします。

２　加入者の光パーフェクＴＶ！サービス契約上の地位を承継した者（以下「承継者」といいます。）は、速やかに当社が指定する方法により承継の事実および当社の指定する事項を当社または当社が指定する者に通知するとともに、当該承継サービスに視聴可能最低年齢を定めて提供されるオプションメニューが含まれる場合には、承継者が当該視聴可能最低年齢以上であることを証明する書類を提出しなければなりません。

３　当社は、承継者が当該視聴可能最低年齢以上であることを証明する書類を提出しない場合または承継者が当該視聴可能最低年齢に満たない場合においては、当該視聴可能最低年齢を定めて提供されるオプションメニューの取消を行うことがあります。

４　前項の規定に基づき当該視聴可能最低年齢を定めて提供されるオプションメニューが取消された場合においては、当社は、別表第８号に基づき各種料金を払戻します。

第３章　設備等

第１７条（設備の設置、維持および撤去に関する費用負担）

１　当社は当社設備を保有し、当社の責任において、当社設備を設置し、維持管理します。た

だし、加入者設備については、加入者が、その費用と責任において設置、維持管理および撤去等を行うものとします。なお、加入者は、加入者設備の設置にあたっては、使用機器、工法等に関する当社の指示に従うものとします。

２　ONU の設置場所の変更等、加入者の各種変更の希望により、当社設備に工事等が生じた場合には、係る工事等に要する費用は加入者の負担とします。

３　当社が、加入者に代わって加入者設備の設置工事、維持工事または撤去工事を行った場合には、加入者は当社に対し、別表第３号⑦に規定する、その工事に要する費用を支払うものとします。

第１８条（設置場所の無償使用）

１　当社は、当社設備を設置するために必要最小限度の範囲内において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物および電源等を無償で使用できるものとします。

２　加入者は、光パーフェクＴＶ！サービス契約の締結について、地主、家主、その他の利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、地主、家主その他の利害関係人に対する関係において一切の責任を負うものとします。

第１９条（便宜の供与）

加入者は、当社または当社の指定する業者が当社設備および加入者設備の検査、修復等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合は適宜これに応じるものとします。

第２０条（故障およびメインテナンス等）

１　光パーフェクＴＶ！サービスの提供に際して視聴障害が生じた場合、加入者は、加入者設備に当該視聴障害の原因がないことを確認した後、速やかに当社または当社が指定する者に対して通知しなければなりません。この場合において、当社は、速やかに発信状況を調査し、当社設備に当該視聴障害の原因が認められた場合には、当社の責任と費用において必要な措置を講じるものとします。ただし、視聴障害原因が加入者または当社以外の第三者の責めに帰すべき事由による場合には、当社は一切の責任を負いません。また、視聴障害の原因が当社以外の者の行為またはテレビ受像機に起因するときは、加入者は、当社がこれらの調査（調査に伴い派遣に要した費用を含む）または措置に要した費用を負担するものとします。

２　当社は、当社設備の維持管理のため、光パーフェクＴＶ！サービスの電波を一時的に停止することがあります。この場合においては、当社は原則として事前にその旨を当社が別途定める方法で通知するものとします。

第２１条（デジタルチューナーの管理等）

当社は、加入者に対しデジタルチューナーおよびリモートコントローラー等の付属品を別表第４号に規定されるデジタルチューナー等のレンタル条件によりレンタルするものとします。ただし、当社が別に定める場合にはこの限りではありません。

第４章　料金等

第２２条（料金等）

1　加入者は、第１７条および別表第３号⑦に規定される工事費および光パーフェクＴＶ！ベーシックパック視聴料をはじめとする各種料金（以下「料金等」といいます。）を別表第３号に規定するところにより当社に支払うものとします。

2　加入者は、必要がある場合、その支払うべき料金等を当社が別に定める方法により確認できるものとします。

3　支払われた料金等は、本約款に規定する場合を除き、払戻されないものとします。

4　当社が料金等の払戻しを行う場合において、加入者は、別表第３号⑥１）に規定する返金手数料を支払わなければなりません。ただし、第１４条第２項および第３項に基づく払戻しについては、返金手数料の支払いを要しないものとします。

5　当社は、本約款変更の総務大臣への届出により、料金等を改定することがあります。この場合において、当社は、改定された料金を適用する１ヶ月前までに、改定された料金を加入者に通知し、又は加入者が容易に知り得る状態に置くものとします。

6　前項の場合においては、加入者により既に支払われた各種料金（以下「前払料金」といいます。）と改定された料金との過不足は、改定料金適用日を含む月において精算するものとします。ただし、料金等の値下げが行われた場合であって、加入者からの申出がない場合は、加入者による前払料金の余剰は、次回以降の各種利用料金の支払いに充当するものとします。

7　加入者の責に帰さない事由により、光パーフェクＴＶ！サービスが月のうち半分以上提供されなかった場合には、当社は、当該光パーフェクＴＶ！サービスに係る当該月分の料金等を請求しないものとします。ただし当社が別途定める場合はこれによるものとします。

8　料金等には、日本放送協会（NHK）のテレビ受信料は含まれません。

9　料金等には、衛星放送受信料およびBSデジタル放送の加入料並びに視聴料は含まれません。

１０　ベーシックパックおよび／またはオプションメニューにおいて、別表第３号③および④の規定に基づきベーシックパックおよび／またはオプションメニューによる料金等が加入者に適用される場合、ベーシックパックおよび／またはオプションメニューを構成するチャンネルの一部の提供が停止または廃止された場合であっても、当該ベーシックパックおよび／またはオプションメニュー視聴料の額は変更されないものとします。ただし、当社が

別に定める場合はこの限りではありません。

１１　著しく大規模な天災、事変等により、加入者が光パーフェクＴＶ！サービスを受けることが著しく困難であると認められる事態が生じた場合は、料金等の全部または一部を免除することがあります。

第２３条（延滞利息）

加入者が、支払うべき料金等その他の債務を、その支払期日から１ヶ月を経過しても支払わない場合には、当社は、加入者に対して、支払期日の翌日から起算して完済するまでの間について年１４．５％の割合で計算した額を延滞利息として請求できるものとします。

第５章　禁止事項等

第２４条（禁止事項）

１　加入者は、次に掲げる行為を行ってはなりません。

（１）　スカパー！ＩＣカードの改造及び改ざん等「スカパー！ＩＣカード使用許諾契約約款」において禁止されている行為並びにデジタルチューナーの改造及び改ざん並びにスカパー！ＩＣカードによらないベーシックパックおよび／またはオプションメニューの視聴

（２）　当社設備に損害を与える行為

（３）　光パーフェクＴＶ！サービスもしくは別契約に基づくサービスに係る当社または第三者の著作権その他の知的財産権、その他当社または第三者の権利を侵害し、または利益を損ない、またはそのおそれのある行為

（４）　光パーフェクＴＶ！サービスもしくは別契約に基づくサービスに関する法令等に違反し、またはそのおそれのある行為

（５）　加入者が、光パーフェク TV！サービス契約の申込みの際、契約締結に必要な事項として当社が求めた事項の全部または一部について、真実とは異なることを告げること

（６）　加入者が、光パーフェク TV！サービス契約の申込みの際告げたご利用先住所以外の場所で、デジタルチューナーおよびスカパー！IC カードを使用し、加入者と同一世帯以外の者に視聴させる行為

（７）　前各号に列挙する行為に準ずる行為

（８）　前各号に列挙する行為をそそのかし、助長し、または容易にする一切の行為

２　加入者が前項に違反して当社または第三者に損害を与えた場合においては、当社は、加入者に対し損害の賠償を請求することがあります。

第２５条（免責事項）

当社は、次に掲げる場合については、損害賠償の責任を負いません。

（１）　天災、事変および降雨減衰その他の気象に起因する視聴障害その他の異常

（２）　当社の責に帰さない事由により生じた光パーフェクＴＶ！サービスの停止または画面症状（画像の劣化、ブロックノイズ、画面の静止等を含みます。）

（３）　加入者もしくは加入者および当社以外の第三者の行為に起因する視聴障害その他の異常

（４）　通常の用法によらないデジタルチューナーの使用によるデジタルチューナーの異常に起因する異常

（５）　放送内容の変更および中止

第６章　加入者個人情報の取扱い

第２６条（加入者個人情報の取扱い）

１　当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報保護法、個人情報保護法施行令、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年十月五日個人情報保護委員会規則第三号。その後の改正を含み、以下「個人情報保護法施行規則」といいます。）及び放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（平成二十九年四月二十七日総務省告示第百五十九号。その後の改正を含み、以下「放送受信者等ガイドライン」といいます。）その他関連規則・ガイドラインに基づくほか、当社が放送受信者等ガイドラインに基づいて定めるプライバシーポリシー（以下「プライバシーポリシー」といいます。）および本約款の規定に基づいて適正に取扱います。

２　当社のプライバシーポリシーには、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人（以下「本人」といいます。）が当社に対して行う各種請求に関する手続、苦情処理の手続、その他取扱いに関し必要な事項を定め、これを当社ホームページ（https://www.skyperfectv.co.jp/）において公表します。

３　当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取扱うとともに、保有する加入者個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該加入者個人データを遅滞なく消去するよう努めます。

第２７条（加入者個人情報の利用目的等）

１　当社は、次の各号に掲げる目的で、加入者個人情報を取扱います。なお、第６号および第１２号に規定する目的での利用については、当該目的での利用停止の求めを受けたときは、利用停止に多額の費用を要する場合その他利用停止を行うことが困難な場合を除き、光パーフェクＴＶ！サービスの提供に支障がない範囲で遅滞なく利用を停止します。

（1）　光パーフェクTV！サービス契約の締結および継続に関すること
（2）　光パーフェクTV！サービスの提供に係る工事施工、アフターサービスおよびメンテナンス
（3）　光パーフェクＴＶ！サービスの提供に係る限定受信システムによる受信制御に関すること
（4）　スカパー！ＩＣカードユーザー登録（登録情報の修正、スカパー！ＩＣカードの紛失等の連絡、交換依頼その他スカパー！ＩＣカードに関する業務を含みます。）
（5）　料金等の請求および収納
（6）　光パーフェクＴＶ！サービスに関する情報の提供（番組等に関するお知らせ、放送内容に関連した情報の提供、当社または当社が指定する者が提供する放送役務の紹介、当社または当社が指定する者が発行する番組情報雑誌（他の放送事業者が提供する放送役務に係る情報が含まれることがあります。）の送付、別契約に関連した情報提供）（ 光パーフェク TV！サービスの契約動向を分析し、趣味・嗜好に応じた情報を提供することを含みます）
（7）　本人に対する通知、連絡
（8）　本人からの問い合わせ、苦情等に対する対応
（9）　光パーフェクＴＶ！サービスの向上を目的とした視聴者調査
（１０）設備の設置およびアフターサービス
（１１）光パーフェクＴＶ！サービスの契約動向及び視聴状況等に関する各種統計処理、匿名加工加入者情報の及び仮名加工加入者情報の作成、作成した当該情報の分析並びに光パーフェクTV！の向上を目的とした及び分析結果の利用等
（１２）光パーフェクＴＶ！加入者に対する特典および情報等の提供
（１３）光パーフェクＴＶ！サービスの提供に関連しての第三者への提供（次条に該当する場合に限ります。）
（１４）上記各号に掲げる目的のほか、本約款に定める業務

2　当社は、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて、加入者個人情報を取扱うことはありません。
（1）　法令に基づく場合
（2）　人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
（3）　公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
（4）　国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
（5）　その他個人情報保護法が定める例外に該当するとき。

３　加入申込者は、光パーフェクＴＶ！サービス契約の申込みに当たっては、当社又は当社が指定する者が加入申込者の要配慮加入者個人情報を取得することについて同意するものとします。

４　当社は、本人から、当社が保有する加入者個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知します。ただし、利用目的を本人が知り得る状態においてあるとき、または本人に通知することにより次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合はその旨を本人に対して通知します。

（１）　本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

（２）　当社の権利または正当な利益を害するおそれがある場合

（３）　国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

第２８条（加入者個人データの第三者提供）

１　当社は、保有する加入者個人データについては、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。（第三者への提供には、次条の規定により加入者個人情報を共同利用する場合および第３０条の規定により加入者個人データの取扱いを委託する場合は含みません。）ただし、前条第２項各号に該当する場合には、この限りではありません。

（１）　本人が書面等により同意した場合

（２）　本人の求めに応じて当該加入者個人データ（要配慮加入者個人情報、その他個人情報保護法が定める例外に該当するものを除きます。）の第三者への提供を停止することを条件として、次に掲げる事項について、個人情報保護法施行規則で定めるところにより、あらかじめ本人に通知し、またはプライバシーポリシーに定めて本人が容易に知り得る状態におくとともに、個人情報保護委員会に届け出た場合

（ア）　第三者への提供を利用目的とすること

（イ）　第三者に提供される加入者個人データの項目

（ウ）　第三者への提供の手段または方法

（エ）　本人からの求めに応じて当該加入者個人データの第三者への提供を停止すること

（オ）　本人の求めを受け付ける方法

（カ）名称、住所及び代表者の氏名

（キ）第三者に提供される加入者個人データの取得の方法

（ク）第三者に提供される加入者個人データの更新の方法

（ケ）加入者個人データの第三者への提供を開始する予定日

２　当社は、前項の規定により加入者個人データを第三者に提供する場合、当該第三者の範囲について別表第９号に定めます。

３　加入申込者は、光パーフェクＴＶ！サービス契約の申込みに当たっては、当社又は当社の指定する者が外国（本邦の域外にある国又は地域をいいます。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護法施行規則で定めるものを除きます。以下本項において同じ。）にある第三者（加入者個人データの取扱いについて個人情報保護法第四章第二節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護法施行規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除きます。以下本項において同じ。）に加入者個人データを提供するこ必要が生じた場合、本人に対して外国の名称、適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報につき提供の上で、別途同意を取得します。

第２９条（加入者個人情報の共同利用）

１　当社が保有する加入者個人情報を他の者と共同して利用する場合は、共同して利用される加入者個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的および当該加入者個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称について、プライバシーポリシーに定めます。

２　当社は、第５条第４項の規定に基づいて光パーフェクＴＶ！サービス契約の申込みを承諾しなかった場合、もしくは第６条第４項の規定に基づいてオプションチャンネル、オプションパックおよび／またはオプションセットの申込み、追加、変更または取消を承諾しなかった場合または第１４条第１項もしくは第４項の規定に基づく契約の解除を行った場合、当該不承諾または解除事由に該当する事実および当該加入者を特定するために必要な最低限の加入者個人情報のうちプライバシーポリシーに定めるものを、他の放送事業者と共同して利用します。この場合において、当該情報の利用目的は、第５条第４項もしくは第６条第４項または第１４条第１項もしくは第４項の要件に該当するか否かの判断に限ります。

３　前二項の場合において、共同して利用する加入者個人情報の管理の責任を負う者の名称、住所及び代表者の氏名はプライバシーポリシーに定めます。

４　前三項に定める場合のほかに、当社が保有する加入者個人データを他の者と共同して利用する場合は、共同して利用される加入者個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該加入者個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称、住所及び代表者の氏名 について、プライバシーポリシーに定めます。

第３０条（加入者個人データの取扱の委託）

１　当社は、加入者個人データの取扱いの全部または一部を委託することがあります。

２　前項の委託をする場合は、加入者個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他の加入者個人データの安全管理（以下「加入者個人データの安全管理」といいます。）のために適

切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。

３　当社は、第１項の委託先との間で、加入者個人データの安全管理のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

４　前項の契約には、第１項の委託先が加入者個人データの全部または一部の取扱いを再委託する場合には、第２項および第３項と同様の措置を講じる旨の内容を含めます。

第３１条（安全管理措置）

当社は、加入者個人データの安全管理のため、加入者個人データに係る管理責任者の設置、安全管理規程の作成、従業員に対する監督、取扱いの管理その他放送受信者等ガイドライン第１１条から第１２条までに規定する措置を講じます。

第３２条（本人による開示の求め）

１　本人は、当社に対し、プライバシーポリシーに定める手続により、保有加入者個人データの電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法又はその他当社の定める方法のいずれかの方法による開示（加入者個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含みます。以下同じ。）を求めることができます。

２　当社は、前項の求めを受けたときは、遅滞なく前項の規定により本人が請求した方法により当該情報を開示します。ただし、当該方法による開示に多額の費用を要する場合、その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法 で開示することができるものとします。また、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部または一部を開示しないことがあります。

（１）　本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

（２）　当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

（３）　他の法令に違反することとなる場合

３　前二項の規定にかかわらず、当該保有加入者個人データの存在が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護法施行令第５条に該当することになる場合には、当社は開示要求を拒否することができるものとします。

４　当社は、第２項ただし書および前項の規定に基づき保有加入者個人データの全部または一部について開示しない場合又は保有加入者個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、文書でその旨を通知し、かつ、その理由を説明するよう努めるものとします。

５　本条の規定は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより第三者に個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称、その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録の開示に準用するものとします。

第３３条（本人による利用停止等の求め）

１　本人は、当社が保有する自己の保有加入者個人データの内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、プライバシーポリシーに定める手続により、当社に対し、次の各号に掲げる求めを行うことができます。

（１）　保有加入者個人データの内容が事実ではないという理由による保有加入者個人データの訂正、追加または削除

（２）　保有加入者個人データが第２７条第１項または第２項の規定に違反して取扱われているという理由による保有加入者個人データの利用の停止または消去

（３）　保有加入者個人データが第２８条第１項の規定に違反して第三者に提供されているという理由による保有加入者個人データの第三者への提供の停止

（４）　保有加入者個人データが違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されているという理由による保有加入者個人データの停止又は消去

（５）　保有加入者個人データを利用する必要がなくなったという理由による保有加入者個人データの利用の停止又は消去

（６）　保有加入者個人データの漏洩等が生じたという理由による保有加入者個人データの利用の停止又は消去

（７）　その他、保有加入者個人データの取り扱いにより本人の権利または正当な利益が害されるおそれがあるという理由による保有加入者個人データの利用の停止又は消去

２　当社は、前項の求めに理由があると認めたときは、遅滞なく、求めに応じた措置を講じます。ただし、前項第２号または第３号の場合において、求めに応じた措置を講じることが、多額の費用を要する場合その他困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではありません。

３　当社は、前項により講じた措置の内容（措置を講じない場合はその旨）を本人に対し遅滞なく文書により通知し、かつその理由を説明するよう努めるものとします。

第３４条（本人確認と代理人による求め）

１　当社は、第２７条第４項、第３２条第１項または第３３条第１項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人または次項の代理人であることの確認を、プライバシーポリシーに定める手続により行います。

２　本人は、第２７条第４項、第３２条第１項または第３３条第１項の求めを、代理人によって行うことができます。

第３５条（本人の求めに係る手数料）

１　当社は、第２７条第４項、第３２条第１項の求めを受けた場合は、別表第１０号に規定する手数料を請求します。

２　前項の手数料は、当社から本人（この項においては加入者に限ります。）に対して通知または開示をした月の料金等と合わせて収納することができるものとします。
３　前二項に規定する場合のほか手数料に係る手続は、プライバシーポリシーに定めます。

第３６条（苦情処理）
１　当社は、加入者個人情報の取扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。
２　前項の苦情処理の手続はプライバシーポリシーに規定します。

第３７条（本人が行う求めおよび苦情等の受付窓口）
当社は、第２７条第４項、第３２条第１項または第３３条第１項に基づく求め、前条に基づく苦情、その他加入者個人情報の取扱いに関する問い合わせについては、次の窓口において受け付けます。
スカパー！カスタマーセンター　個人情報相談窓口
電話番号：03-5571-7989

第３８条（保存期間）
当社は、保有する加入者個人データの保存期間を別表第１１号に定め、これを超えた加入者個人データについては、遅滞なく消去します。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

第３９条（加入者個人データの漏えい等があった場合の措置）
１　当社は、当社が取扱う加入者個人データの漏えいがあった場合には、本人の連絡先が分からない場合等本人に連絡を取ることが困難な場合であって本人の権利利益を保護するため必要な措置を取る場合を除き、速やかにその事実関係等を本人に通知します。
２　当社は、当社が取扱う加入者個人データの漏えい、滅失またはき損があった場合には、速やかにその事実関係および再発防止対策につき可能な限り公表するよう努めます。
３　前二項の規定は、通知または公表することにより、第３３条第２項各号に該当する場合には、この限りではありません。

第７章　雑則

第４０条（有料放送管理事業者の業務等）
１　当社が、光パーフェクＴＶ！サービスの提供に関して加入者に対して行う通知は、特段の記載のない限り、当社が指定する者が行うものとします。
２　当社が、加入者に光パーフェクTV！サービスを提供するために、光パーフェクTV！サービ

ス契約の申込みの取り次ぎ、料金請求等の業務を委託しているときにおいては、当該業務委託先は、加入者の特定取引（放送、通信等に係る取引であって、当社が加入者の当該取引における利便を図ることが必要かつ適当と認めて指定する取引（別契約に係る取引を含みます。）をいいます。）先および当社の料金請求・収納業務およびこれに付随する業務を同時に行うことがあります。

３　当社は、光パーフェクTV！サービスおよび別契約に関して、第２７条第１項各号に定める業務（新規契約のご案内、加入者の契約の維持・管理及び加入者個人情報の管理並びにこれらに関連・付随する業務を含みます。）及びその他本約款に定める業務を行うものとし、当該業務に必要な範囲で、加入者個人情報を利用します。

第４１条（準拠法・管轄）

本約款は日本国法に従って解釈されるものとし、加入者は、本約款から生じる全ての紛争等については、東京地方裁判所を第一審の専属的裁判所とすることに合意するものとします。

第４２条（協議事項）

本約款に定めのない事項が生じた場合には、誠意をもって協議の上解決するものとします。

第８章　オプティキャスト施設利用サービス利用者に関する特約条項

第４３条（特約の適用範囲）

本章は、オプティキャスト施設利用サービス建物一括加入契約の対象となっている建物（以下「対象建物」といいます。）に居住し、オプティキャスト施設利用サービスの提供を受けている加入者または加入申込者（以下「利用居住者」といいます。）においてのみ適用される事項を定めたものです。

第４４条（地上波放送等の提供）

利用居住者は、第３条第２号の規定にかかわらず、対象建物の当社とのオプティキャスト施設利用サービス建物一括加入契約に基づき、地上波放送等の提供を受けることができます。

第４５条（申込の取り扱い）

利用居住者の光パーフェク TV！サービス契約の申込みに関しては、第５条第４項第７号の規定は適用されません。

第４６条（最低利用期間）

対象建物が当社とのオプティキャスト施設利用サービス建物一括加入契約を解除する場合で

あって、利用居住者が最低利用期間内に光パーフェク TV！サービス契約の解除を希望する場合は、第１１条第２項の規定にかかわらず、当該利用居住者は最低利用期間違約金の支払いを免れるものとします。

第４７条（料金等）

利用居住者の回線利用料は、別表第３号②-2 に規定する建物一括加入契約プランの料金を適用するものとします。その他の料金等は、光パーフェク TV！サービス契約者の料金等に準じます。

別　表

1.　業務区域（第3条関係）

当社の光パーフェクＴＶ！サービスは、次に掲げる地域内において、当社が別に定める区域において提供します。

・広島県福山市の一部

2.　放送サービス内容（第3条関係）

① 地上波放送等

・ 地上デジタル放送

NHK 総合、NHK 教育、中国放送、広島ホームテレビ、テレビ新広島、広島テレビ

・ FM放送

レディオBINGO（エフエムふくやま）、広島エフエム、NHK-FM（広島）

・自主放送

スカパー！ナビ1、スカパー！ナビ2

・ BSデジタル：テレビ放送（※印：別途契約が必要です。）

NHK BS※、NHK BSプレミアム※、BS日テレ、BS朝日、BS-TBS、BSテレ東、BSフジ、
BS11、TwellV、放送大学、BS松竹東急、BSJapanext、BS よしもと
WOWOWプライム※、WOWOWライブ※、WOWOWシネマ※、BS10スターチャンネル※,グリーンチャンネル※
BSアニマックス※、J SPORTS 1※、J SPORTS 2※、J SPORTS 3※、J SPORTS 4※、
ディズニー・チャンネル※、WOWOWプラス※、BS釣りビジョン※、BS日本映画専門チャンネル※

・ BS4K・8K：テレビ放送

BS日テレ 4K、BS朝日 4K、BSテレ東 4K、NHK BS プレミアム4K※、BS-TBS 4K、BSフジ 4K
ショップチャンネル 4K、4K QVC、NHK BS8K※

・ BSデジタル：ラジオ放送

放送大学

・ BSデジタル：データ放送

NHK、BS日テレ、BS朝日、BS-TBS、BSテレ東、BSフジ、WOWOWnavi

② ベーシックパック（CSデジタル放送）

＜光パーフェクＴＶ！ハイビジョンパック＞

WOWOWプラス、ザ・シネマ HD、ムービープラス、チャンネル NECO-HD、日本映画専門チャンネル HD、ゴルフネットワーク、GAORA HD、スカイA、日テレG＋、J SPORTS 1、J SPORTS 2、J SPORTS 3、
TBSチャンネル 1、フジテレビ ONE スポーツ・バラエティ、フジテレビ TWO ドラマ・アニメ、
テレ朝チャンネル１ 、ディズニー・チャンネル HD、日テレプラス、MTV、MUSIC ON! TV（エムオン!）HD、
スーパー！ドラマ TV HD、アクションチャンネル、女性チャンネル♪LaLa TV、Dlife、ファミリー劇場 HD、
時代劇専門チャンネル HD、カートゥーン ネットワーク、アニマックス HD、キッズステーション HD、
ヒストリーチャンネル™HD、ディスカバリーチャンネル、アニマルプラネット、ナショナル ジオグラフィック、
TBS NEWS、日経CNBC、テレ朝チャンネル２ 、日テレ NEWS24、釣りビジョン HD、囲碁・将棋チャンネル、
スカパー！プロモ 599、ショップチャンネル、QVC（キューヴィーシー）、ジュエリー☆GSTV、
ディズニー・ジュニア

③ オプションメニュー（CSデジタル放送）

－映画

【ハイビジョン】
BS10スターチャンネル、
衛星劇場 HD、東映チャンネル、WOWOWシネマ V☆パラダイス HD、
エキサイティング・グランプリ

－スポーツ

【ハイビジョン】
J SPORTS 4 、FIGHTING TV サムライ、刺激ストロングチャンネル

－音楽

（広島版）

【ハイビジョン】
ミュージック・グラフィティTV

－アニメ
【ハイビジョン】
AT-X HD！

－総合エンターテイメント
【ハイビジョン】
フジテレビ NEXT ライブ・プレミアム、WOWOW プライム、WOWOW ライブ、
スポーツライブ＋、スカチャン 1、スポーツライブ＋ 2、スカチャン 5、スカチャン 6、
スカチャン 7、スカチャン 8、スカチャン 9、スカチャン 10、スカチャン 11

－海外ドラマ・バラエティ・韓流
【ハイビジョン】
KBS World 、KNTV、Mnet、ｱｼﾞｱﾄﾞﾗﾏﾁｯｸ TV

－国内ドラマ・バラエティ・舞台
【ハイビジョン】
ホームドラマチャンネル HD、アイドル専門チャンネル Pigoo、大人のイキヌキ！ヌーヴェルパラダイス

－ニュース・ビジネス経済
【ハイビジョン】
中国テレビ★大富チャンネル

－娯楽・趣味
【ハイビジョン】
鉄道チャンネル、パチ・スロ サイトセブン TV、寄席チャンネル、ベターライフチャンネル

－公営競技
【ハイビジョン】
グリーンチャンネル、グリーンチャンネル2、南関東地方競馬チャンネル
レジャーチャンネル（ボートレース専門 TV！）、JLC680～684
SPEED チャンネル（競輪ライブ）、地方競馬ナイン

－外国語放送
【ハイビジョン】
フェニックステレビ（鳳凰衛視）

－アダルト
【ハイビジョン】
kmp チャンネル HD、プレイボーイ チャンネル、レインボーチャンネル、ミッドナイト・ブルー、
パラダイステレビ、チェリーボム、エンタ！959、VENUS、バニラスカイチャンネル、フラミンゴ、
レッドチェリー、Splash、Zaptv、、ダイナマイトTV、AV王

④ 110度CSデジタル:テレビ放送
＜有料放送＞※
TBS チャンネル 1、テレ朝チャンネル 1、
テレ朝チャンネル2 、ザ・シネマ、チャンネルNECO、
ヒストリーチャンネル、スカイ A、囲碁・将棋チャンネル、ホームドラマチャンネル、
歌謡ポップスチャンネル、MTV、CNNj、ディスカバリーチャンネル、アニマルプラネット、
ミュージック・エア、東映チャンネル、衛星劇場、ディズニージュニア、スポーツライブ+、
スカチャン 1、GAORA、キッズステーション（HD）、MUSIC ON! TV（エムオン！）HD、
スーパー！ドラマTV HD、時代劇専門チャンネルHD、ファミリー劇場HD、
TAKARAZUKA SKY STAGE、BBC ニュース、チャンネル銀河、アニメシアターX（AT-X）、
アクションチャンネル、ナショナル ジオグラフィック、ムービープラス、ゴルフネットワーク、女性チャンネル♪
LaLa TV、フジテレビ ONE スポーツ・バラエティ、フジテレビ TWO ドラマ・アニメ、
フジテレビ NEXT ライブ・プレミアム、TBSチャンネル2、TBS NEWS、Dlife、
スペースシャワーTV、カートゥーン ネットワーク、日テレG＋HD、日テレプラス、ミステリーチャンネル、

日テレ NEWS24、MONDO TV、エンタメ～テレ☆シネドラバラエティ、KBS World、Mnet
＜無料放送＞
QVC（キューヴィーシー）、ショップチャンネル（HD）

・ 110度CSデジタル：データ放送
＜無料放送＞
スカパー！インフォ

3.　放送サービス料金表（第 22 条、第46条および第47条関係）

① 加入料:0 円（税抜価格:0 円）

加入申込者が、光パーフェク TV！サービス契約（以下、本別表において「本契約」という）締結時において、既に当社の指定する別契約、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの貸与するカード（以下、「B-CAS カード」という）もしくはACAS チップを使用する衛星基幹放送に係る有料基幹放送契約約款に基づく有料放送契約、スカパーJSAT 株式会社の貸与するカード（以下、「スカパー！IC カード」という）を使用する衛星一般放送に係る有料一般放送契約約款に基づく有料放送契約、スカパー！プレミアムサービス光契約約款に基づくスカパー！プレミアムサービス光契約、スカパーJAST 株式会社が提供するテレビ視聴サービス契約約款に基づくテレビ視聴サービス契約又はメガ・エッグ対応テレビ視聴サービス契約約款に基づくメガ・エッグ対応テレビ視聴サービス契約（以下、上記各契約を総称して「指定契約」という）を締結している場合、又は同時に当社の指定する別契約を締結する場合は、本契約に基づく加入料の支払いを免除する場合があります。

② -1 基本料:月額　429 円(税抜価格:　390 円)

加入申込者が本契約又は本契約と同時に指定契約に関し「書面による契約解除」を行った場合は、「書面による契約解除」の対象となった各契約に基づく基本料の支払いは不要です。

加入者がスカパー！ＩＣカードとＢ－ＣＡＳカードまたは ACAS チップを保有（各カードを複数保有する場合も含む）し、かつ、本契約と指定契約に基づく料金等が同一の方法(銀行口座による引き落としの場合には口座を同一とする場合、クレジットカードによる場合には支払いカードを同一とする場合に限る)により支払われている場合は、加入者が締結している指定契約にＢ－ＣＡＳカードまたは ACAS チップを使用する指定契約が含まれる場合であっても、加入者が支払うべき一契約に対する基本料は上記の金額を契約数（基本料の支払いが不要となる契約の契約数を除く）で除した金額とします。

②-2 回線利用料：

デジタルチューナー1台目:月額　1,210 円／台(税抜価格:　1,100 円)

デジタルチューナー2台目以降:月額 655 円／台（税抜価格:595 円）

ただし、オプティキャスト施設利用サービス利用者に関する特約条項の適用者は、以下の建物一括加入契約プランの回線利用料を適用するものとします。

建物一括加入契約プラン

デジタルチューナー1台目:月額　686 円(税抜価格:624 円)

デジタルチューナー2台目以降：無料

③ 光パーフェクTV！ベーシックパック視聴料

ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾁｭｰﾅｰ台数	光ﾊﾟｰﾌｪｸ TV!ﾊｲﾋﾞｼﾞｮﾝﾊﾟｯｸ
1台目	月額 2,724 円(税抜価格:2,476 円)
2台目～4台目	月額 1,362 円(税抜価格:1,238 円)

④ オプションメニュー視聴料

1)オプションチャンネル（課金単位:一月毎）

映画			
チャンネル名		月額視聴料（円）	（税抜価格）
V☆パラダイス HD	HD	770	700
エキサイティング･グランプリ	HD	880	800
衛星劇場 HD	HD	2,138	1,944
東映チャンネル	HD	1,650	1,500
BS10スターチャンネル	HD	1,980	1,800

スポーツ			
チャンネル名		月額視聴料（円）	（税抜価格）

刺激ストロングチャンネル	HD	880	800
FIGHTING TV サムライ	HD	1,980	1,800
J SPORTS 4	HD	1,430	1,300

音楽

チャンネル名		月額視聴料(円)	
			(税抜価格)
ミュージック・グラフィティTV	HD	660	600

アニメ

チャンネル名		月額視聴料(円)	
			(税抜価格)
AT－X HD！	HD	2,180	1,982

総合エンターテイメント

チャンネル名		月額視聴料(円)	
			(税抜価格)
フジテレビ NEXT ライブ・プレミアム	HD	1,980	1,800
WOWOW プライム	HD	(※3)2,530	2,300
WOWOW ライブ	HD		
WOWOW シネマ	HD		

※ 3 3チャンネル分の料金

海外ドラマ・バラエティ・韓流

チャンネル名		月額視聴料(円)	
			(税抜価格)
アジアドラマチックTV	HD	660	600
KBS World	HD	770	700
KNTV	HD	3,960	3,600
Mnet	HD	2,530	2,300

国内ドラマ・バラエティ・舞台

チャンネル名		月額視聴料(円)	
			(税抜価格)
ホームドラマチャンネル HD	HD	784	713
アイドル専門チャンネル Pigoo	HD	1,320	1,200
大人のイキヌキ！ヌーヴェルパラダイス	HD	1,100	1,000

娯楽・趣味

チャンネル名		月額視聴料(円)	
			(税抜価格)
鉄道チャンネル	HD	1,100	1,000
寄席チャンネル	HD	550	500
パチ・スロ サイトセブンTV	HD	1,078	980

ニュース・ビジネス経済

チャンネル名		月額視聴料(円)	
			(税抜価格)
中国テレビ★大富チャンネル	HD	1,980	1,800

外国語放送

チャンネル名		月額視聴料(円)	
			(税抜価格)
フェニックステレビ(鳳凰衛視)	HD	2,068	1,880

公営競技			
チャンネル名		月額視聴料(円)	
			(税抜価格)
グリーンチャンネル	HD	(※10)1,100	1,000
グリーンチャンネル2	HD		
南関東地方競馬チャンネル	HD	1,100	1,000
レジャーチャンネル(ボートレース専門 TV！)JLC680	HD	(※11)1,100	980
レジャーチャンネル(ボートレース専門 TV！)JLC681	HD		
レジャーチャンネル(ボートレース専門 TV！)JLC682	HD		
レジャーチャンネル(ボートレース専門 TV！)JLC683	HD		
レジャーチャンネル(ボートレース専門 TV！)JLC684	HD		
SPEED チャンネル(競輪ライブ)	HD	(※12)1,320	1,200
地方競馬ナイン	HD	(※13)770	700

※ 10 2 チャンネル分の料金
※ 11 5 チャンネル分の料金
※ 12 7 チャンネル分の料金
※ 13 3 チャンネル分の料金

アダルト			
チャンネル名		月額視聴料(円)	
			(税抜価格)
kmp チャンネル HD	HD	2,530	2,300
プレイボーイチャンネル	HD	2,750	2,500
レインボーチャンネル	HD	2,530	2,300
ミッドナイト・ブルー	HD	2,530	2,300
パラダイステレビ	HD	2,200	2,000
チェリーボム	HD	2,530	2,300
VENUS	HD	2,530	2,300
バニラスカイチャンネル	HD	2,075	1,886
エンタ！959	HD	1,650	1,500
レッドチェリー	HD	2,730	2,482
Zaptv	HD	2,530	2,300
ダイナマイトTV	HD	2,530	2,300
AV王	HD	2,530	2,300
Splash	HD	2,530	2,300
フラミンゴ	HD	2,530	2,300

2) オプションセット(課金単位:一月毎)

1)の規定に関わらず、次の場合はそれぞれに規定する額を月額視聴料の合計額とします。

パック・セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
スカパー！サッカーセット ＋WOWOW	4,680	4,255
構成チャンネル		
スポーツライブ＋	スカチャン 1 他(※)	
スポーツライブ＋ 2	デジタル WOWOW	

※ 当社が別途指定するサッカー関連番組のみ視聴可能

パック・セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
スカパー！サッカーセット	2,480	2,255
構成チャンネル		
スポーツライブ＋	スカチャン 1 他(※)	
スポーツライブ＋ 2		

※　当社が別途指定するサッカー関連番組のみ視聴可能

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
ＪＳＰＯＲＴＳ２+４	1,019	926

構成チャンネル	
J SPORTS 2	J SPORTS 4

※ 平成 30 年 12 月 1 日から 12 月 31 日までに、以下の適用条件を満たす加入申込者である場合のみ、申し込むことができます。

・2018年2月から2018年6月の間に「欧州サッカーセット」「欧州サッカーセット＋WOWOW」に契約していた場合のみ、申し込むことできます。

＜JSPORTS 2+4の複数台割引＞

※スカパー！ICカード2枚目から4枚目は、月額509円（税抜価格463円）に割引

※当該割引の対象は、スカパー！ICカード2枚目から4枚目の申込者が、当社の定める条件に基づき1枚目申込者と同一であることを要します。

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
韓流セット	5,940	5,400

構成チャンネル	
KBS World	Mnet
KNTV	

＜韓流セットの複数台割引＞

※スカパー！ICカード2枚目から4枚目は、月額2,970円（税抜価格2,700円）に割引

※当該割引の対象は、スカパー！ICカード2枚目から4枚目の申込者が、当社の定める条件に基づき1枚目申込者と同一であることを要します。

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
中国総合大富セット	3,630	3,300

構成チャンネル	
中国テレビ★大富チャンネル	フェニックステレビ（鳳凰衛視）

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
ゴールデンアダルトセットＨＤ	3,300	3,000

構成チャンネル	
レインボーチャンネル	ミッドナイト・ブルー
パラダイステレビ	

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
プレミアムアダルトセットＨＤ	3,300	3,000

構成チャンネル	
プレイボーイチャンネル	kmp チャンネルHD
チェリーボム	

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
プレイボーイ・セットＨＤ	3,300	3,000

構成チャンネル	
プレイボーイチャンネル	レッドチェリー

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
ジャンボセット６ＨＤ	6,600	6,000

構成チャンネル	
プレイボーイチャンネル	kmp チャンネルHD
Zaptv	ダイナマイトTV
AV王	レッドチェリー

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
ダイナマイト・セット	3,036	2,760
構成チャンネル		
ダイナマイトTV	AV王	

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
ドリームセット４ＨＤ	4,400	4,000
構成チャンネル		
プレイボーイチャンネル	レッドチェリー	
ダイナマイトTV	AV王	

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
チェリーボムセット	3,300	3,000
構成チャンネル		
チェリーボム	VENUS	
レッドチェリー		

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
チェリーボム＋レッドチェリー	2,750	2,500
構成チャンネル		
チェリーボム	レッドチェリー	

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
情熱アダルトセットＨＤ	2,750	2,500
構成チャンネル		
VENUS	バニラスカイチャンネル	

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
アイドル＆アダルトセット	2,640	2,400
構成チャンネル		
アイドル専門チャンネル Pigoo	エンタ！959	

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
ウルトラアダルトセット	3,960	3,600
構成チャンネル		
レインボーチャンネル	ミッドナイト・ブルー	
パラダイステレビ	チェリーボム	

パック・セット名	月額視聴料（円）	（税抜価格）
ミッドナイトセット	3,300	3,000
構成チャンネル		
ミッドナイト・ブルー	Splash	
フラミンゴ		

パック･セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
パラダイス・レッドチェリーセット	2,750	2,500

構成チャンネル	
パラダイステレビ	レッドチェリー

パック･セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
パラダイス・チェリーボムセット	2,750	2,500

構成チャンネル	
パラダイステレビ	チェリーボム

パック･セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
パラダイス・VENUS セット	2,750	2,500

構成チャンネル	
パラダイステレビ	VENUS

パック･セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
レインボー・パラダイスセット	2,970	2,700

構成チャンネル	
レインボーチャンネル	パラダイステレビ

パック･セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
レインボー・レッドチェリーセット	2,750	2,500

構成チャンネル	
レインボーチャンネル	レッドチェリー

パック･セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
レインボー・チェリーボムセット	2,750	2,500

構成チャンネル	
レインボーチャンネル	チェリーボム

パック･セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
レインボー・VENUS セット	2,750	2,500

構成チャンネル	
レインボーチャンネル	VENUS

パック･セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
レインボー・レッドチェリー・VENUS セット	3,300	3,000

構成チャンネル	
レインボーチャンネル	レッドチェリー
VENUS	

パック･セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)

レインボー・チェリーボム・VENUS セット	3,300	3,000

構成チャンネル	
レインボーチャンネル	チェリーボム
VENUS	

パック･セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
レインボー・チェリー・レッド・VENUS セット	3,960	3,600

構成チャンネル	
レインボーチャンネル	チェリーボム
レッドチェリー	VENUS

パック･セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
Zaptv セット４	3,960	3,600

構成チャンネル	
Zaptv	kmp チャンネル
ダイナマイト TV	AV 王

パック･セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
レインボー・パラダイス・KMP セット	3,300	3,000

構成チャンネル	
レインボーチャンネル	パラダイステレビ
kmpチャンネル	

パック･セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
レインボー・パラダイス・VENUS セット	3,300	3,000

構成チャンネル	
レインボーチャンネル	パラダイステレビ
VENUS	

パック･セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
チェリーボム・レインボー・パラダイスセット	3,300	3,000

構成チャンネル	
チェリーボム	レインボーチャンネル
パラダイステレビ	

パック･セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
レッドチェリー・レインボー・パラダイスセット	3,300	3,000

構成チャンネル	
レッドチェリー	レインボーチャンネル
パラダイステレビ	

パック･セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)

パラダイス・レッドチェリー・VENUS セット	3,300	3,000

構成チャンネル	
パラダイステレビ	レッドチェリー
VENUS	

パック・セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
パラダイス・チェリーボム・VENUS セット	3,300	3,000

構成チャンネル	
パラダイステレビ	チェリーボム
VENUS	

パック・セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
パラダイス・チェリー・レッド・VENUS セット	3,960	3,600

構成チャンネル	
パラダイステレビ	チェリーボム
レッドチェリー	VENUS

パック・セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
レインボー・パラダイス・チェリー・VENUS セット	3,960	3,600

構成チャンネル	
レインボーチャンネル	パラダイステレビ
チェリーボム	VENUS

パック・セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
セット 4 レインボー・パラダイス・VENUS・Zap	3,960	3,600

構成チャンネル	
レインボーチャンネル	パラダイステレビ
VENUS	Zaptv

パック・セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
セット 4 レインボー・パラダイス・KMP・VENUS	3,960	3,600

構成チャンネル	
レインボーチャンネル	パラダイステレビ
kmpチャンネル	VENUS

パック・セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
セット 5Zap レインボーKMP パラダイス VENUS	4,675	4,250

構成チャンネル	
レインボーチャンネル	kmpチャンネル
パラダイステレビ	VENUS
Zaptv	

3) PPV/PPD/PPS視聴料

a. PPV（課金単位：一番組毎）

チャンネル名	
スポーツライブ＋	エンタ！959
スカチャン 1	ダイナマイト TV
スポーツライブ＋ ２	Splash
スカチャン 5	AV 王
スカチャン 6	フラミンゴ
スカチャン 7	kmp チャンネル HD
スカチャン 8	VENUS
スカチャン 9	Zaptv
スカチャン 10	レインボーチャンネル
スカチャン 11	

b. PPD（課金単位：一日毎）

チャンネル名	
スポーツライブ＋	スカチャン 11
スカチャン 1	バニラスカイチャンネル
スポーツライブ＋ ２	レッドチェリー
スカチャン 5	プレイボーイチャンネル
スカチャン 6	ミッドナイト・ブルー
スカチャン 7	パラダイステレビ
スカチャン 8	チェリーボム
スカチャン 9	大人のイキヌキ！ヌーヴェルパラダイス
スカチャン 10	

c. PPS（課金単位：一シリーズ毎）

課金単位ごとの料金は、当社が放送するEPGによりお知らせします。

チャンネル名	
スポーツライブ＋	スカチャン 7
スカチャン 1	スカチャン 8
スポーツライブ＋ ２	スカチャン 9
スカチャン 5	スカチャン 10
スカチャン 6	スカチャン 11

※割引・キャンペーンが適用される場合の視聴料等

当社は上記の規定に関わらず、以下の適用条件を満たし、以下の適用期間になされた申し込みについては、以下の料金を適用します。

⑤有料放送料金等明細発行料　1通あたり月額 110円 （税込）

料金等に関する明細（以下「有料放送料金等明細」という）について、加入者からの申し出があり、かつ、当社又は当社の代理人が承諾した場合に限り、書面による有料放送料金等明細を、当該加入者が登録している住所へ送付するものとします。以下、有料放送料金等明細の発行および送付を行うことを「明細送付サービス」といいます。

この場合においては、加入者は明細送付サービスに係る料金（以下「有料放送料金等明細発行料」という）を、支払わなければなりません。

明細送付サービスについて、加入者からの申し出に対する当社又は当社の代理人の承諾が当月の5日までになされた場合、当月分の有料放送料金等明細を発行・送付いたします。加入者からの申し出に対する当社又は当社の代理人の承諾が当月の 6 日以降になされた場合、当月の有料放送料金等明細の発行・送付はせず、翌月分からの発行及び送付となります。

また、明細送付サービスの終了について、加入者からの申し出に対する当社又は当社の代理人の承諾が当月の5日までになされた場合、当月分の有料放送料金等明細の発行及び送付はいたしません。加入者からの申し出に対する当社又は当社の代理人の承諾が当月の 6 日以降になされた場合、当月分の有料放送料金等明細の発行及び送付をもって明細送付サービスは終了となります。

本契約が終了した場合、当該契約終了月における有料放送料金等明細の発行・送付をもって本契約に基づく明細送付サービスは終了となります。

加入者が本契約および指定契約を締結している場合であって、かつ、本契約と指定契約に基づく料金等が同一の方法（銀行口座による引き落としの場合には口座を同一とする場合、クレジットカードによる場合には支払いカードを同一とする場合に限る）により支払われている場合は、加入者が支払うべき一契約に対する有料放送料金等明細発行料は上記の金額を契約数で除した金額とします。なお、本号における指定契約からは、テレビ視聴サービス契約およびメガ・エッグ対応テレビ視聴サービス契約を除外することとします。

有料放送料金等明細の最終発行月の末日までに本契約およびすべての指定契約が終了した場合は、当該最終発行月の有料放送料金等明細発行料は請求しません。

⑥光パーフェクTV！ベーシックパック視聴料およびオプションメニュー視聴料の計算

1）当社は、放送サービス料金については、暦月を一単位として計算します。

2）上記③及び④の1）と2）の視聴料の規定に関わらず、チャンネルの申込みに対して当社が承諾した日の属する月（以下「申込み成立月」といいます。）の放送サービス料金は請求しません。また、本契約の契約成立の日の属する月の翌月以降に加入者が本契約の「書面による契約解除」を行った場合、放送法施行規則第百七十五条の三第六項第一号に定める範囲の視聴料を除き、視聴料は請求しません。

3）上記④の3）のc.PPSについては、当該PPSの終了の日までに加入者が「書面による契約解除」を行った場合は、放送法施行規則第百七十五条の三第六項第一号に定める範囲の視聴料を除き、当該PPSにかかる視聴料は請求しません。

4）ただし、本契約の他の規定に関わらず、申込み成立月に、加入者がチャンネル申込み成立月の月末をもってチャンネルの取消（本契約の「書面による契約解除」を除く）の申請を行い、当社がこれに応じた場合、加入者はチャンネル申込み成立月分の有料放送料金を当社に支払わなければなりません。また、チャンネル申込みがその月末をもって取消（本契約の「書面による契約解除」を除く）が行われた月の翌月に、加入者が、再度チャンネル申込みを行い、チャンネル申込みが成立した場合には、当社は、当該チャンネル申込み成立月の放送サービス料金を請求するものとし、加入者は、これを支払わなければなりません。

⑦手数料

1）返金手数料：1,100円／回（税抜価格：1,000円）

第14条第2項および3項に基づく払戻し以外に当社が払戻しを行う場合においては、加入者は返金手数料を支払わなければなりません。

2) スカパー！ＩＣカード再発行手数料:4,400円／枚(税抜価格: 4,000円)

3) 書面による契約解除に係る費用:3,080円(税抜価格:2,800円)
加入者が本契約と指定契約を同時に契約した場合であって、「書面による契約解除」を同時に行う場合は、一契約に対する手数料は上記の金額を契約数で除した金額とします。
加入者が本契約と同時に締結した指定契約を対象とする「書面による契約解除」を行った後、本契約を対象とする「書面による契約解除」を行う場合、本契約を対象とする手数料の支払いは不要です。

⑦工事費

1) 標準引込工事費 :11,000 円(税抜価格:10,000 円)
2) 標準ホーム共聴接続工事費 :16,500 円(税抜価格:15,000 円)
3) その他の工事費 :実費

⑧最低利用期間違約金
最低利用期間の残余期間に対応するデジタルチューナーレンタル料(第4号⑫1)参照、基本料(本号②-1 参照)、回線利用料(本号②-2 参照)および光パーフェクTV！ベーシックパック視聴料(本号③参照)の合計に、消費税相当額を加算した額

4． デジタルチューナー等のレンタル条件

①本号⑫規定のレンタル料を支払うことでデジタルチューナーおよび付属品の貸与を受けることができます。

②加入者は、デジタルチューナーの使用上の注意事項を遵守して、善良なる管理者の注意義務をもってデジタルチューナーの維持管理をするものとします。

③加入者の故意または過失によりデジタルチューナーまたはリモートコントローラ等の付属品を破損または紛失した場合には、加入者の責任と負担において修理、補填および交換等の措置をとるものとします。

④加入者は、光パーフェク TV！サービス契約が解除等により終了した場合には、その理由のいかんを問わず、当社にデジタルチューナーおよびリモートコントローラ等の付属品を返還するものとします。この場合、加入者は当社に対して、本号⑫規定のデジタルチューナーレンタル解約手数料を支払うものとします。

⑤加入者は、当社が必要に応じて行うデジタルチューナーのバージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。

⑥加入者が光パーフェク TV！サービスの提供を受けるに当たって使用するスカパー！IC カードの所有権は、当社に帰属するものであり、また、当社が定めた「スカパー！IC カード使用許諾契約約款」に同意した加入申込者のみが本約款に基づく光パーフェク TV！サービス契約を締結できるものとします。スカパー！IC カードの貸与、紛失、再発行および返却についても「スカパー！IC カード使用許諾契約約款」の適用を受けます。

⑦加入者は、スカパー！IC カードを紛失し、または盗難にあった場合においては、「スカパー！IC カード使用許諾契約約款」に従い、速やかに必要な届出等を行わなくてはなりません。なお、この届出等が受理される以前に、第三者によりスカパー！IC カードが使用された場合においては、当該スカパー！IC カードの使用に係る第22条第1項に規定する料金等は、加入者の負担となります。

⑧スカパー！IC カードの機能不全により視聴障害が発生した場合においては、スカパーが定めた「スカパー！IC カード使用許諾契約約款」に基づき、スカパーの責任において正常なカードと取り替えがなされます。

⑨B－CASカード（受信機に挿入されることにより受信機を制御する、IC を組み込んだ株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ（以下「B－CAS」といいます。）が貸与する地上デジタル放送サービス専用のカード）に関する取り扱いについては、B－CASの「B－CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

⑩デジタルチューナーには、以下の種別があります。

1） プレミアムサービス光チューナー

⑪デジタルチューナーの種別の変更

1） 加入者は、デジタルチューナーの種別を変更しようとする場合においては、当社または当社の指定する者に対し、当社所定の方法でデジタルチューナーの種別の変更申込みを行うものとします。ただし、当社は新規受付を終了したデジタルチューナーの種別への変更申込みは受け付けないことがあります。

2） デジタルチューナーの種別を変更する契約（以下「変更契約」といいます。）は、当該契約申込者に対し、デジタルチューナー等を引き渡したときをもって、成立するものとします。

3） 加入者は、変更契約が成立した場合、変更契約が成立した日の属する月においては、従前のデジタルチューナーの種別に応じたレンタル料を支払い、当該月の翌月からは、変更後のデジタルチューナーの種別に応じたレンタル料を支払うものとします。

4） デジタルチューナーの種別を変更した契約者は、変更契約が成立した日の翌日から30 日以内に、加入者の責任と費用負担において、当社に対し、デジタルチューナーの種別を変更した加入者が所持する従前のデジタルチューナー等を、損害および損傷を与えない梱包形態および送付方法にて返還するものとします。

⑫デジタルチューナー等の料金

1)デジタルチューナーレンタル料:

ﾌﾟﾚﾐｱﾑｻｰﾋﾞｽ光ﾁｭｰﾅｰ
月額 330 円／台(税抜価格:300 円)

2)機器等交換費用

	ﾌﾟﾚﾐｱﾑｻｰﾋﾞｽ光ﾁｭｰﾅｰ
ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾁｭｰﾅｰ	15,074 円/台(税抜価格:13,704 円)
ﾘﾓｰﾄｺﾝﾄﾛｰﾗ	1,980 円/一式(税抜価格:1,800 円)
電源ｺｰﾄﾞ	880 円/一式(税抜価格:800 円)
取扱説明書	880 円/一式(税抜価格:800 円)
HDMIｹｰﾌﾞﾙ	1,650 円/一式(税抜価格:1,500 円)
LAN ｹｰﾌﾞﾙ	880 円/一式(税抜価格:800 円)
専用2分配器	1,100 円/一式(税抜価格:1,000 円)
IR ﾋﾞﾃﾞｵｺﾝﾄﾛｰﾗ	880 円/一式(税抜価格:800 円)
ｵｰﾃﾞｨｵ/ﾋﾞﾃﾞｵｺｰﾄﾞ	880 円/一式(税抜価格:800 円)

3)デジタルチューナーレンタル解約手数料 ： 3,300 円/台(税抜価格:3,000 円)

5. 個別視聴申込方法(第8条関係)

① 申込方法

テレビ画面上に表示される指示に従って行っていただきます。購入確認をオンすることにより、申込は確定します。また、視聴予約の場合は、購入確認は画面上に表示されません。番組の開始と同時に視聴申込は確定します。

② 撤回

購入確認をオンしたあとは申込みの撤回はできなくなります。視聴予約の場合は、放送開始までに予約の撤回ができます。

③ その他

視聴データは、スカパー！ICカードに蓄積されることにより一ヶ月当たりの視聴料の合計額が確定されます。当社は、電気通信回線を通じて視聴データを回収します。

6. 視聴可能最低年齢を定めて提供されるオプションメニューを視聴するための方法(第9条関係)

当社は、番組ごとに視聴可能最低年齢を設定して放送します。

加入者は、最低年齢(その世帯内において、当該サービスを視聴することとなる最も若年の者の年齢をいいます。)・暗証番号を初期設定入力画面で入力いただくことにより視聴することができます。なお、暗証番号は、番組ごとに入力する必要があります。

7. 支払方法および支払日(第22条関係)

①基本料、回線利用料、光パーフェクTV！ベーシックパック視聴料およびオプションメニュー視聴料

1) 支払日

指定口座からの自動引き落としの場合、原則として毎月26日(当日が金融機関休業日の場合は、翌営業日)。クレジットカードの場合、各クレジットカード会社との約定日。

2) 支払方法

クレジットカード又は指定口座からの自動引き落とし等の方法により支払って頂きます。

3) 支払対象期間

PPV・PPD・・・・原則として前月末日までにご視聴いただいた分

PPS・・・・・・・・・シリーズに係る全期間(シリーズ開始後の初回の支払い時に一括して支払い。ただし、EPGにおいて別途支払日の指定がある場合は、その支払日に支払う)

その他・・・・・・・・当月分

②加入料

1）支払日

光パーフェクTV！ベーシックパック視聴料およびオプションメニュー視聴料の初回支払と同時。

2）支払方法

光パーフェクTV！ベーシックパック視聴料およびオプションメニュー視聴料の支払方法と同じ。

③デジタルチューナー等の料金

1）デジタルチューナーレンタル料

光パーフェクTV！ベーシックパック視聴料およびオプションメニュー視聴料の支払い日および支払い方法に従って支払っていただきます。

2）付属品交換費用

付属品の交換を行った月の翌月に、光パーフェクTV！ベーシックパック視聴料およびオプションメニュー視聴料の支払い日および支払い方法に従って支払っていただきます。

3）デジタルチューナーレンタル解約手数料

デジタルチューナーレンタルの解約を行った月の翌月に、光パーフェクTV！ベーシックパック視聴料およびオプションメニュー視聴料の支払い日および支払い方法に従って支払っていただきます。

④　有料放送料金等明細発行料

1）支払日

有料放送料金の支払いと同時。

2）支払方法

クレジットカード、指定口座からの自動引き落としにより支払って頂きます。

3）支払対象期間

前月分

⑤手数料

1）返金手数料

返金時に、返金の金額より差し引きます。

⑥最低利用期間違約金

1）　支払日

光パーフェクTV！ベーシックパック視聴料およびオプションメニュー視聴料の最終支払と同時。

2）　支払方法

光パーフェクTV！ベーシックパック視聴料およびオプションメニュー視聴料の支払方法と同じ。

８．　サービス料金等の払戻し

一括払いの料金に残余が生じる場合は、次の計算式により払い戻します。なお、返金手数料を要する場合においては、当社は、次の計算式による額から返金手数料を引いた額を払い戻します。

$$\text{一括払いの料金} \times \frac{\text{（一括払いに係る月数）} - \text{（既に放送した月数）}}{\text{（一括払いに係る月数）}}$$

9.　加入者個人情報を提供する第三者の範囲（第28条関係）

該当なし

10.　加入者が行う請求の種別（第35条関係）

開示請求手数料　550 円（税抜価格 500 円）

11.　加入者個人情報の消去（第38条関係）

種　　類	保持期間
加入者の申込書記載内容ほか電子情報	契約終了後7年以内
加入者個人データが記載された書面	
その他の加入者個人データ	

（2025 年 7 月 1 日改定）